

## 意見書第2号

### 健民運動場北交差部における信号機のある 交差点の設置を求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

令和7年12月12日提出

#### 提出者

香芝市議会議員

小西高吉

#### 賛成者

香芝市議会議員

中山武彦  
川田裕  
下村佳史  
上田井良二  
中井政友  
福岡憲宏  
青木恒子  
木下充啓  
眞鍋亜樹  
吉田弘明  
川畠勝世

## 健民運動場北交差部における信号機のある交差点の設置を求める意見書（案）

奈良県が管理する国道168号の旭ヶ丘団地東入口交差点から上中南交差点までの区間について、信号機のない横断歩道がある2か所の交差点は、奈良県が施行する道路拡幅工事に伴い、中央分離帯の設置により封鎖され、東西の横断ができなくなる計画とされていることから、500メートル以上の延長にわたって車両及び歩行者が横断できない区間となる。

これにより、地域住民にとって車両及び歩行者の両方の利便性が低下するばかりでなく、一般車両のほか緊急車両の通行にも支障を来すこと、当該区間ににおける本市のコミュニティバスの停留所が上りと下りで大きく分離されてしまうこと、日常的に当該交差点を横断する歩行者が中央分離帯の設置後も当該箇所を乗り越えて横断することによりかえって交通の危険を生じさせるおそれがあること等について、多くの地域住民が強い懸念を抱いている。

のことから、車両及び歩行者の交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止のため、別紙「要望箇所位置図」にある健民運動場北交差部に信号機のある交差点を設置されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月　日

奈良県香芝市議会

奈　良　県　知　事　山　下　真　殿  
奈良県公安委員会委員長　菊　池　武之祐　殿  
奈　良　県　警　察　本　部　長　宮　西　健　至　殿  
奈良県香芝警察署長　山　口　尚　久　殿

## 要望箇所位置図



※この道路幅員については参考です。  
※道路敷地境界をあらわしたものではありません。

1:2,000